

丹沢スカイクラブ・近隣友好タンデム規程

(目的)

第1条

普段お世話になっている地元・地主の方々との親睦を深め、丹沢スカイクラブのフライト活動への理解を得ることを目的とする。

(規定の設置と改正措置)

第2条

「近隣友好タンデム」について以下の各規定を設ける。また内容を修正する場合は役員会の承認を得ること。

(実施時季)

第3条

(1) 毎年12月～2月(冬季は気温が低くサーマルが強い)、3月～5月(春の気象のためコンディションが荒れやすい)は実施を避け、気象が比較的穏やかな6月～11月に毎月2名ずつ、年間12名の近隣友好タンデムを行う。

(2) 実施月の第一土曜日に2名を予定し、第一土曜日の翌日・第二土曜日・第二土曜日の翌日を予備日とする。コンディションやスケジュール調整等により第一土曜日に実施できなかった場合は延期して各予備日の何れかに実施する。

(実施パイロット)

第4条

担当するパイロットは、丹沢スカイクラブの役員会で認められ、丹沢スカイクラブ・タンデム事務局に登録されたタンデムパイロットが行う。

(費用負担)

第5条

費用については、丹沢スカイクラブとして日頃お世話になっている地元の方々への奉仕活動として行われるためパッセンジャーからは費用はいただきず、保険の掛金のみ実費で負担してもらおう。このため機材の使用・消耗はタンデムパイロット個人の負担となる。

(調整)

第6条

パッセンジャー希望者の調整は地元側の代表者にまとめてもらい、双方の連絡とパイロットの手配、スケジュールの調整はタンデム事務局が行う。

(申込と保険)

第7条

(1) 実施にあたっては「申込書 兼 同意書」へ記入してもらおう。

(2) 事前にF a x等で「申込書 兼 同意書」の内容を知らせてもらい、保険への申込みを済ませておく。

(テイクオフ場)

第8条

テイクオフ場は基本的にSテイクを使用するが、安全に降ろせる(届く)緊急ランディングがあれば菩提テイクオフ場も使用できる。

(公平性)

第9条

各パイロットの都合やエリアまでの移動距離等を考慮し、担当頻度が多少偏ることは止むを得ないものの、できるだけ特定のパイロットに負担が集中しないように調整をする。

(協力の要請)

第10条

タンデム事務局では、毎実施月において飛行が予定される週の木曜日か金曜日の段階での天気予報から実施可否の判断をし、実施の予定が決まったらクラブのメーリングリストでクラブ員に協力を要請する。

附則

1 本規程は2017年9月27日より実施する。